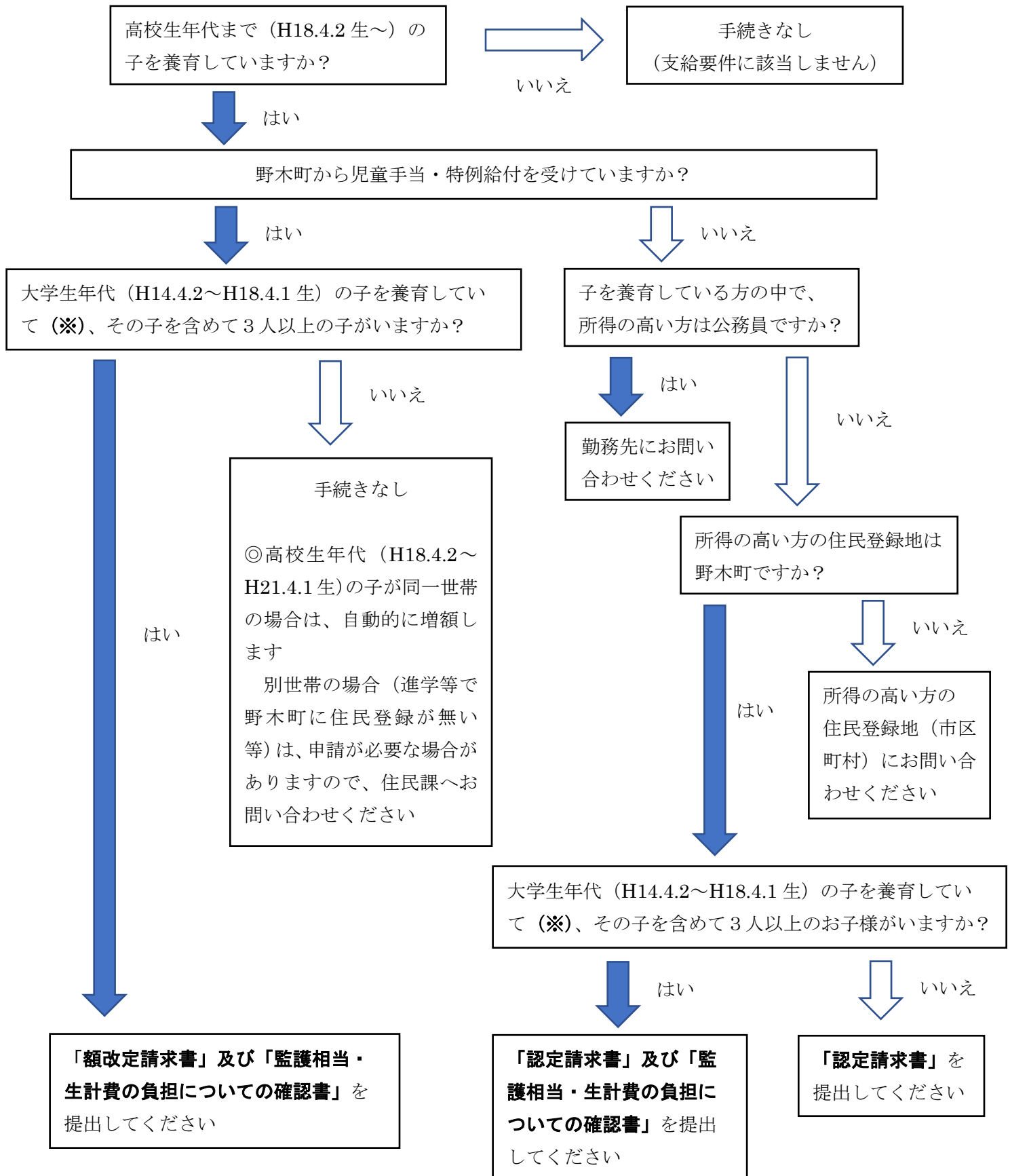


＜ 児童手当 制度改正 手続きフローチャート ＞



(※)・・・大学生年代 (H14.4.2～H18.4.1 生) の子については、別居や進学・就職を問わず、養育している方が生活費や学費等の経済的負担をしている場合に限ります。

上記の他、ご不明な点がある場合は、野木町役場 住民課 給付・年金係  
(0280-57-4141、juumin@town.nogi.lg.jp) へお問い合わせください。